

# 契約約款（印刷請負）

## （原稿の引渡し等）

第1条 発注者（以下「甲」という。）は、契約締結後10日以内に頭書の件名の原稿を甲の指定する場所において受注者（以下「乙」という。）に引き渡すものとする。

2 乙は、甲から前項の原稿を受領した場合、速やかに初校の印刷を完了し、甲の校正を受けるものとする。

## （受領検査等）

第2条 甲は、印刷物の納入があったときは直ちに乙の指定する者の立合いのもとにこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は直ちに不良品を修補し、又は、これに代えて新たに印刷をし、改めて甲の検査を受けるものとする。

3 印刷物の所有権は、前2項の検査に合格したときに甲に移転するものとする。

## （契約金額の支払い）

第3条 甲は、印刷物の受領検査を完了し、完納されたことを確認した後、乙の適法な請求書を受領したときは、30日以内に乙に契約金額を支払うものとする。

## （危険負担）

第4条 受領検査完了前に生じた印刷物の滅失、き損、変質、その他一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

## （遅延損害金）

第5条 乙は、納入期限までに印刷物を完納しないときは、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した損害金を甲に支払わなければならない。ただし、甲の責め又は天災地変により納入が遅れたときは、この限りでない。

## （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第6条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員または使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、

乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## （解除等）

第7条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は納入期限までに印刷物を完納できる見込みがないと認められるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

## （費用の負担）

第8条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

## （個人情報の保護）

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、下記に掲げる特記事項を遵守しなければならない。

## （疑義等の決定）

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

## 特記事項（個人情報の保護）

### （基本的事項）

第1条 乙は、この契約による個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### （秘密等の保持）

第2条 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人 情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （個人情報の取扱い）

第3条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従うほか、甲の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

### （再委託の禁止）

第4条 乙は、個人情報の処理を自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者が、この契約書及び仕様書等の規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

### （第三者への提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （第三者からの回収）

第6条 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承諾を得て再委託による提供をした場合又は甲の承諾を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

### （収集等）

第7条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

### （取扱要領等の作成）

第8条 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が作成する必要がないと認めた場合は、こ

の限りでない。

### （個人情報の保管）

第9条 乙は、当該契約による業務を処理するため、第7条において収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報（以下第10条、第11条及び第15条において「使用する個人情報」という。）を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

### （目的以外の使用禁止）

第10条 乙は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写、複製の禁止）

第11条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### （作業場所）

第12条 乙は、あらかじめ甲が指定した作業場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

### （返還義務）

第13条 乙は、当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

### （廃棄等）

第14条 乙は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

### （事故報告義務）

第15条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えい、き損、滅失及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （調査）

第16条 甲は、乙が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査をすることができる。

2 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### （勧告）

第17条 甲は、乙の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

### （契約の解除及び損害の賠償）

第18条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、き損、滅失及び改ざん等があったとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。